

子、實は大納言源顯房女也。

〔愚管抄四〕宇治殿藤原頼通は、年八十に成て、宇治にこもりゐて、御子の京極の大殿の左大臣藤原師實

とておはしけるを、内裏へ日々參せよ、さしたる事なくとも日をかゝり參りて、奉公をつとむべ

きぞと教へ申されければ、其まゝ參りて殿上に候ていでゝせられけるに、主上三條は常に藏

人を召て、殿上に誰々か候々と日に二三度もはせおはしましけるに、度毎に左大臣候と申て

日比月比になりける程に、或日の夕に御尋有けるに、又左大臣と申けるを、是へといへど仰の有

ければ、藏人參りて御前の召し候と申ければ、めづらしき事かな、何事を仰あらんずるにかと思

して、心づくろひせられて、御装束引つゝろひて參られたりければ、近くそれへと仰られて、何と

なき世の御物語どもありて、夜もやうゝ更行ける終つかたに、みむすめやもたれたると仰出

されたりければ、ことやうに候女子賢のわらは候と申されけり、我むすめにはなかりけるを、師

房の大臣の子の、顯房のむすめを乳のうちより子にしてもたせ給へりけるなり、略中これをき

こしめして、さやうのむすめもたらば、どくゝ東宮へ參らせらるべきなりと仰られけるを、う

け給はりかしこまりて御前を立て、世間もおぼつかなかりつるに、今はひしと世は落居ぬると、

いそぎ宇治殿にきかせ參らせんとおぼして、内裏より夜更てやがて宇治へ參られければ、略中

いかにも事ありとおぼして、いかにゝ何事ぞと仰られければ、日比仰のごとく、參内日をかゝ

ずつかうまつり候つるほどに、略中むすめあらば東宮へ參らせよといふ勅定を、眼前にうけ給

はり候つれば、急ぎ參りて申候也と申されければ、是を聞せ給ひて、宇治殿はさうなくはらゝ

と涙を落して、世の中のおぼつかなかりつるに、あはれ猶此君はめでたき君かな、どくゝ出立

て參らせられよとて、ひしゝとさたありて、東宮に申は、東宮の女御にまゐらせられにけり、位

につかせ給ひては中宮と申、立后ありて今に賢子の中宮とて、堀河院の御母是なり、